

令和4年7月20日

子どもの転落事故に注意！

―落ちるまではあっという間です。事前の対策で事故防止を―

消費者庁が実施した調査では、乳幼児の育児経験がある消費者の約4割が子育て中に転落事故¹の経験があり、その約3割が医療機関を受診した経験があると回答しています²。東京消防庁「緊急搬送データ」においても、子どもの転落は各年代で多い事故の種類の一つであり、日常生活の中で多くの転落事故が発生している様子がうかがえます。また、厚生労働省「人口動態調査」によると、9歳以下の子どもの建物からの転落により、夏を中心に令和2年までの5年間で21人亡くなっています。

医療機関を通じて消費者庁に寄せられた事故情報では、入院を必要とする事故のうち転落事故が最も多く約3割を占めていました。その約6割が頭部を受傷し、高い所に限らず比較的低い所からの転落であっても、頭部の骨折や頭蓋内損傷の事故が発生していました。

転落事故は落ち始めて地面に着くまであっという間です。見守りは大切ですが、保護者が常に目を離さずにいることは難しく、仮に見ていてもすぐそばにいないれば拾い上げることは困難です。重大な事故を防ぐためには、子どもの転落事故の特徴を知り、事前の対策を取ることが大切です。

＜子どもの転落事故の特徴＞

- ・ 発達段階によって事故が起こりやすい場所や状況が変わる
- ・ 頭部から落下しやすい（小さな子どもは体の大きさに比べて頭が大きく重心の位置が高い）
- ・ 思わぬところに登ろうとしたり、いろいろな遊び方をする

¹ 「転落」（身体が階段等に接しながら転がり落ちる）と「墜落」（身体が完全に宙に浮いた状態で落ちる）がありますが、本資料では墜落事故を含めて転落事故と表現しています。

（参考）一般社団法人日本救急医学会 医学用語 解説集 「墜落」

<https://www.jaam.jp/dictionary/dictionary/word/0901.html>

² 消費者庁「令和4年7月消費生活意識調査結果について」（令和4年7月20日）

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_research_cms201_220720_01.pdf

子どもの転落事故を防止するためのポイント

落ち始めて地面に着くまであっという間です。重大な事故を防ぐためには事前の対策が大切です。（以下、年代や受傷部位については、医療機関を通じて消費者庁に寄せられた14歳以下の子どもの転落事故のうち、入院を必要とする事故についてまとめたもの。3を参照。）

遊具からの転落

- 3～8歳を中心に幅広い年代で発生
- 受傷部位は腕や頭が多い
- 様々な遊び方をする

<ポイント>

- ☑ 施設や遊具の対象年齢を守る
- ☑ 6歳以下の幼児には保護者が付き添う
- ☑ 危険な遊び方をさせない
- ☑ 子どもの服装や持ち物に注意する（引っ掛かるおそれ）
- ☑ 天候にも気を付ける（高温、雨による滑り等）
- ☑ 遊具の不具合や破損があれば、利用を控えて管理者に連絡する



家具等からの転落

- 0歳を中心に低年齢の子どもで発生
- 受傷部位は頭が多い
- 保護者が子どもを置いて目を離した隙に転落する事故が目立つ

<ポイント>

- ☑ できるだけベビーベッドに寝かせ、転落防止用の柵は常に上げる
- ☑ 転落の二次的な事故を防ぐために、けがや窒息につながる物を周囲に置かない
- ☑ 乳幼児用製品は取扱説明書に従いベルト等を適切に使用する
- ☑ 一時的であってもテーブル等の高さのある所に寝かせない



抱っこ・おんぶ等からの転落

- 0歳で多く発生
- 受傷部位は頭がほとんど
- 抱っこひも使用中の事故も発生
- 保護者が立っている場合、子どもの落下高さは1mを超える

<ポイント>

- ☑ おんぶや抱っこをする時・降ろす時は低い姿勢で行う
- ☑ 抱っこひもで前にかがむ際は、必ず子どもを手で支える
- ☑ 抱っこひものバックル類の留め具やベルトの緩みを確認する



階段等からの転落

- ハイハイから歩き始める1歳前後に多く発生
- 頭を中心に受傷。全身を打撲する場合もある

<ポイント>

- ☑ ベビーゲートを正しく取り付け、常に閉めてロックをかける
- ☑ 設置したベビーゲートは定期的を確認する
- ☑ ベビーゲートの対象年齢を超えたら使用をやめる

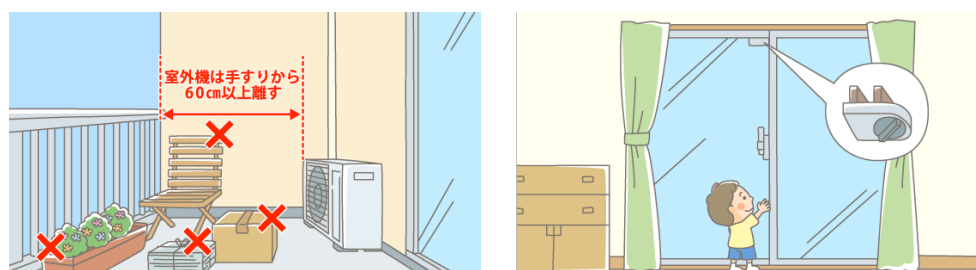


窓・ベランダ等からの転落

- 3～8歳を中心に幅広い年代で発生
- 頭を中心に広範囲を受傷
- 高所からの落下は生命に関わる重大なけがにつながるおそれ

<ポイント>

- ☑ 子どもが勝手に窓を開けたり、ベランダに出たりしないように、窓には子どもの手の届かない位置に補助錠を付ける
- ☑ 窓やベランダの手すり付近に足場になるようなものを置かない
- ☑ 窓、網戸、ベランダの手すり等に劣化がないか定期的に点検する
- ☑ 小さな子どもだけを家に残して外出しない
- ☑ 窓を開けた部屋やベランダでは小さな子どもだけで遊ばせない
- ☑ 窓枠や出窓に座って遊んだり、窓や網戸に寄りかかったりさせない



(イラスト 政府広報オンライン³)

子ども向けの製品を入手する際の注意点

- ☑ 安全に配慮された製品を選ぶ
対象年齢、使用方法、安全に配慮されたことを示すマーク等を確認
- ☑ 中古品は製品の状態をよく確認し、取扱説明書も同時に入手
リコール対象製品でないこと⁴、製品の修理・改造、不具合の有無、製造年などの情報、付属品や消耗品も含めて製品の状態をよく確認⁵

³ 政府広報オンライン「ご注意ください！窓やベランダからの子どもの転落事故」

<https://gov-online.go.jp/useful/article/202107/3.html>

⁴ 消費者庁「リコール情報サイト」では、事業者の届出等により関係行政機関等が公表しているリコール情報や、事業者から任意で提供のあった消費者向け商品に関するリコール情報を集約して消費者に提供。 <https://www.recall.caa.go.jp/>

⁵ 独立行政法人製品評価技術基盤機構「中古品の見えない危険に注意～製品の情報をしっかり確認～」(令和3年10月28日) <https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2021fy/prs21102801.html>

1 厚生労働省「人口動態調査」

厚生労働省「人口動態調査」⁶によると、平成 28 年から令和 2 年までの 5 年間ににおける 9 歳以下の子どもの建物からの転落による死亡事故は 21 件で、3～4 歳がともに 5 件と最も多く、場所別にみると、「ベランダ」からの転落が 8 件、「窓」からの転落が 4 件などとなっています。また、時期別にみると「5～6 月」「7～8 月」がともに 7 件と、初夏から夏にかけて多くなっています。

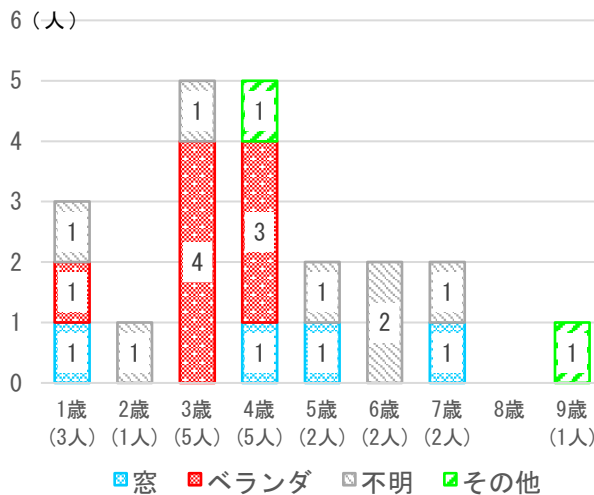


図 1 年齢別の建物からの転落による死亡数 (n=21)
(厚生労働省「人口動態調査」)

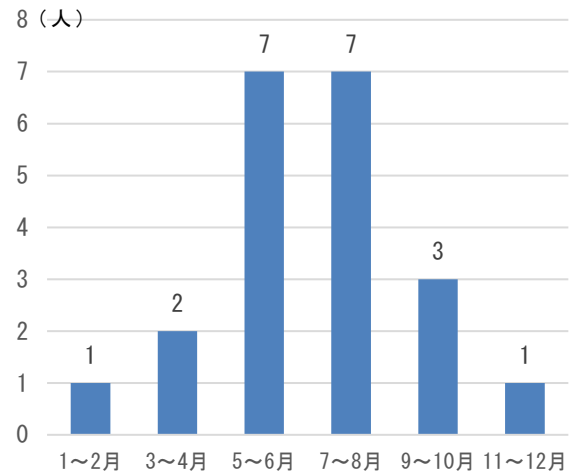


図 2 建物からの転落による時期別死亡数 (n=21)
(厚生労働省「人口動態調査」)

2 東京消防庁「緊急搬送データ」

東京消防庁「緊急搬送データ」⁷によると、平成 28 年から令和 2 年までの 5 年間ににおける 12 歳以下の子どもの事故種類別の緊急搬送人員をみると、各年齢を通じて、「転落」「転倒」⁸の割合が高くなっており、0 歳～1 歳は「転落」による事故が最も多く、子どもの成長に伴った運動機能の発達とともに行動範囲が広がり、2 歳～5 歳では「転倒」に次いで「転落」による事故が、6 歳～12 歳は「転倒」「ぶつかる」に次いで、「転落」による事故が多くなっています。

⁶ 厚生労働省「人口動態調査」平成 28 年から令和 2 年までの情報を基に消費者庁で作成（図 1～図 2）。調査票情報を利用して独自に集計をしており、公表数値とは一致しない場合がある。

⁷ 東京消防庁「救急搬送データから見る日常生活事故の実態」平成 28 年から令和 2 年までの情報を基に消費者庁で作成（図 3～4）。

⁸ 東京消防庁では「落ちる」「ころぶ」が使用されているが、本資料ではそれぞれ「転落」「転倒」と表記している。

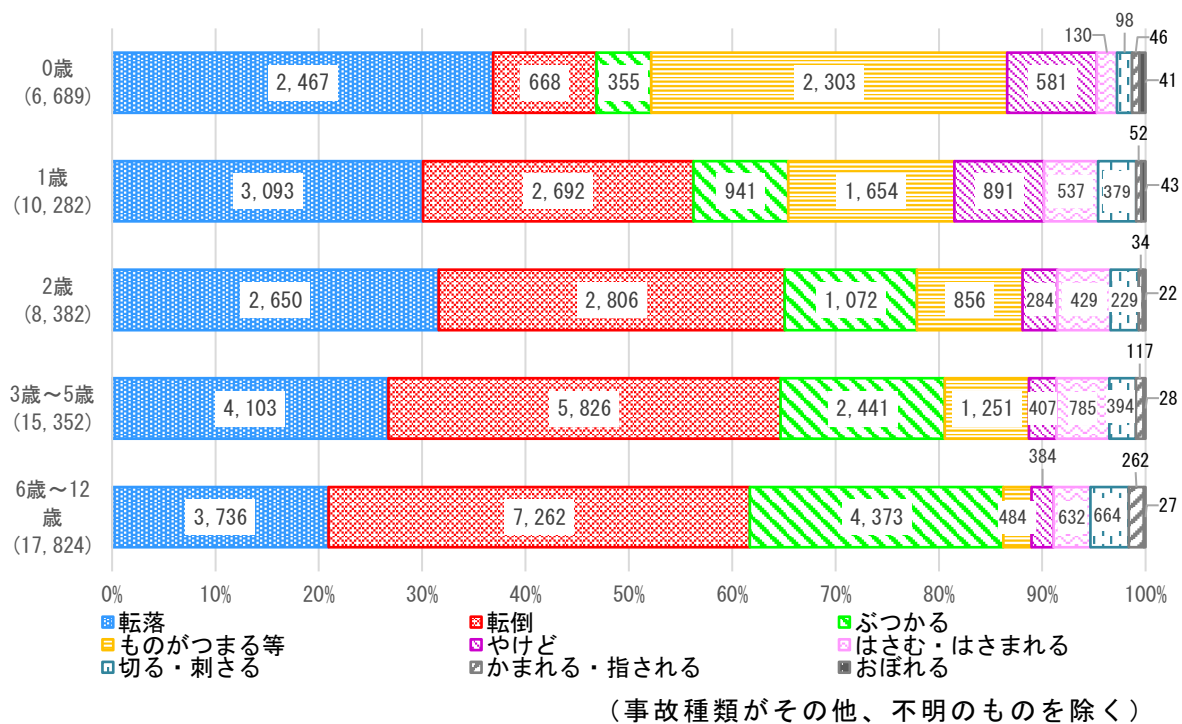


図3 年齢別・事故種類別の緊急搬送人数
（東京消防庁「緊急搬送データ」）

令和2年における転落事故の発生の多かった要因（上位五つ）についてみると、0歳は、「ベッド」からの転落事故が最も多く、1歳～12歳は「階段」からの転落事故が最も多くなっています。

（件数）

	1位	2位	3位	4位	5位
0歳	ベッド 123	人 84	階段 43	ソファ 39	椅子 28
1歳	階段 142	椅子 93	ベッド 51	ソファ 38	自転車の補助イス 37
2歳	階段 135	椅子 47	自転車の補助イス 31	ベッド 30	滑り台 29
3～5歳	階段 140	椅子 90	ソファ 57	ベッド 55	自転車の補助イス 50
6～12歳	階段 65	滑り台 65	うんてい 54	植物 47	ブランコ 38

図4 転落事故発生の多かった要因（上位五つ）（令和2年）
（東京消防庁「緊急搬送データ」）

3 医療機関から寄せられた入院を必要とする転落事故の情報

(1) 概要

医療機関を通じて消費者庁に寄せられた事故情報⁹のうち、入院を必要とする14歳以下の子どもの事故は、平成29年4月から令和4年3月までの5年間で1,258件あり、事故のきっかけ別にみると、「転落」による事故が412件（32.8%）と最も多くなっています。

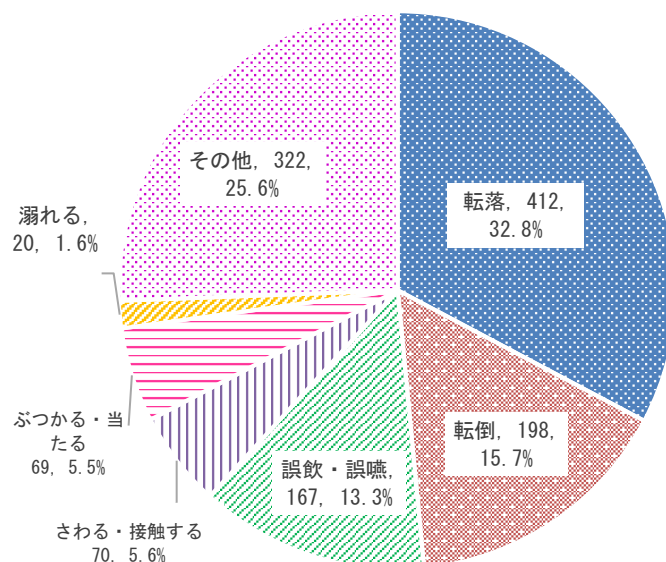


図5 入院を必要とする事故のきっかけ別件数（n=1,258）
（医療機関ネットワーク事業）

入院を必要とする転落事故について、年齢別にみると、「0歳」が102件（24.8%）と最も多く、5歳以下が281件で約7割を占めています。

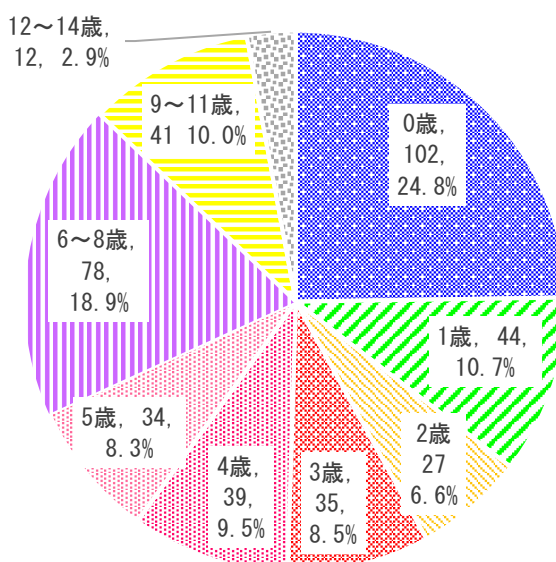


図6 入院を必要とする転落事故の年齢別件数（n=412）
（医療機関ネットワーク事業）

⁹ 「医療機関ネットワーク事業」は、参画する医療機関（令和4年3月末時点で30機関が参画）から事故情報を収集し、再発防止にいかすことを目的とした、消費者庁と独立行政法人国民生活センターとの共同事業（平成22年12月運用開始）。ただし、医療機関数は変動している。件数、分類等は本件のために消費者庁で整理したもの。

発生場所別にみると、「遊具」が127件（30.8%）で最も多く、「家具等」が97件（23.5%）、「抱っこ・おんぶ等」62件（15.0%）、「階段等」39件（9.5%）、「窓・ベランダ等」30件（7.3%）と続きます。

発生場所を年齢別にみると、0歳では「家具等」「抱っこ・おんぶ等」の割合が高く、1歳では「家具等」「階段等」、2歳では「家具等」「階段等」に加えて「遊具」が多くなります。3～5歳では「遊具」が最も多く、「窓・ベランダ等」を含めて様々な場所から転落しています。6～11歳では「遊具」が中心となり、続いて「窓・ベランダ等」が多くなっています。12～14歳では件数は少ないものの、「遊具」に続いて、「階段等」でつまずくなどして転落しています。

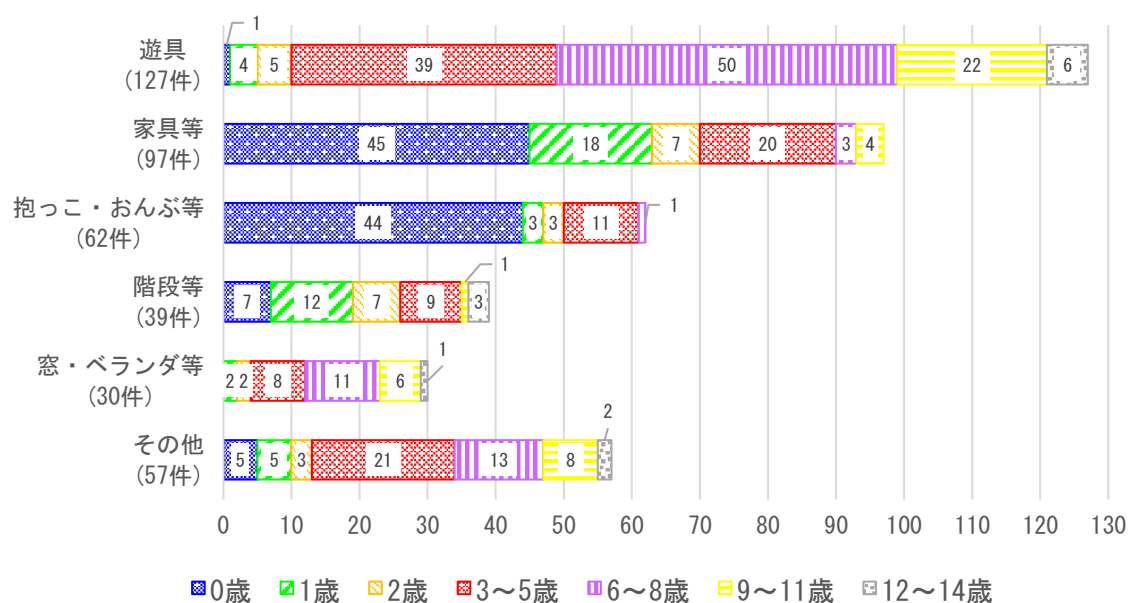


図7 入院を必要とする転落事故の発生場所別件数（n=412）
（医療機関ネットワーク事業）

主たる危害部位¹⁰・危害症状別にみると、「頭部・顔面・首」の受傷が最も多く、117件（約5割）が「骨折」、49件（約2割）が「頭蓋内損傷」の症状となっています。また、次に多い「腕・手」では、ほぼ「骨折」の症状となっています。「胴体」を負傷した事例では、腹部を強く打つなどして「内臓損傷」を負った事例もみられました。

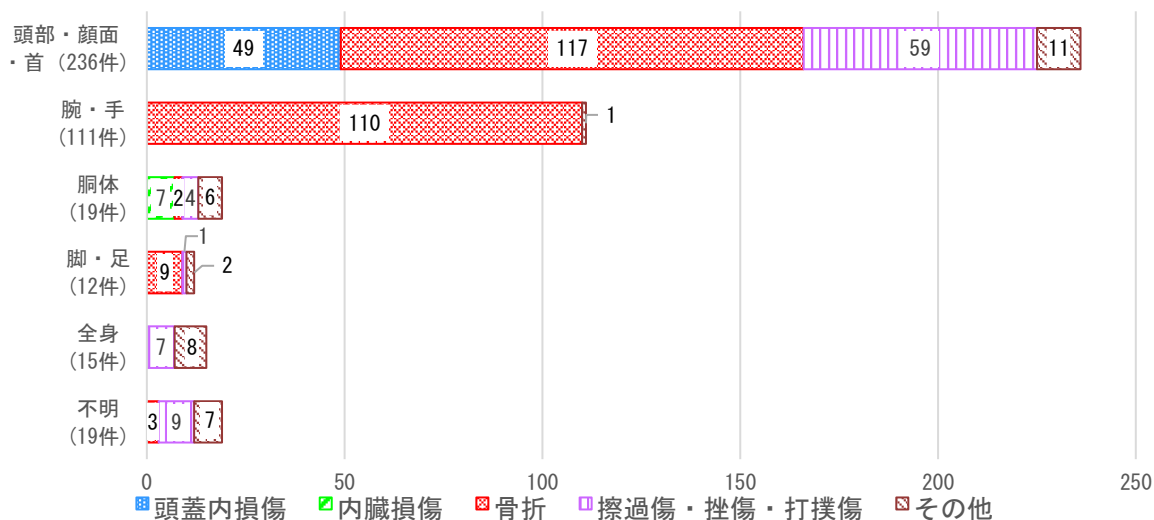


図8 入院を必要とする転落事故の主たる危害部位・症状別件数（n=412）
（医療機関ネットワーク事業）

入院を必要とする転落事故について、転落したおよその高さの情報¹¹がある250件の危害症状をみると、比較的低い位置からの転落でも「頭蓋内損傷」や「骨折」が発生しています。

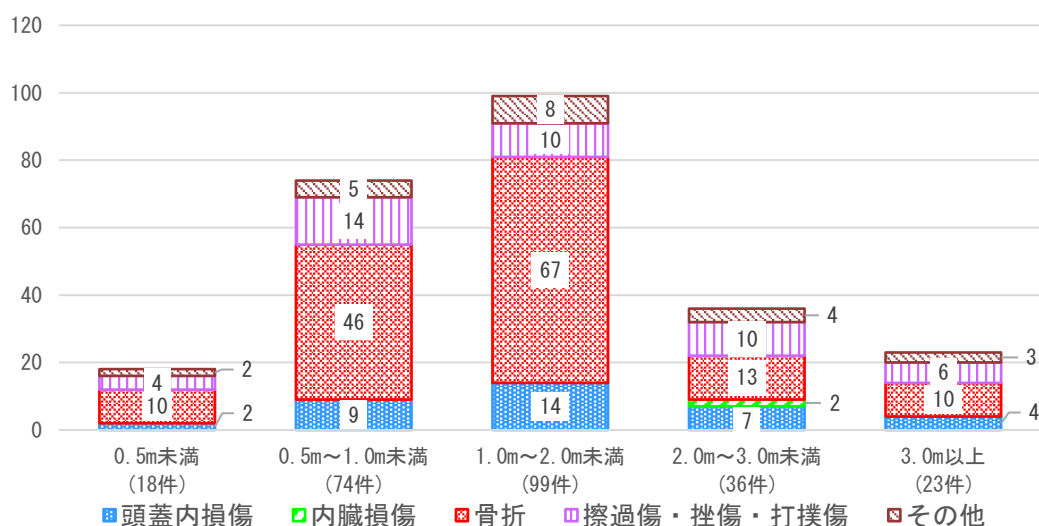


図9 転落の高さ・主な危害症状別件数（高さの情報がある入院事例 n=250）
（医療機関ネットワーク事業）

¹⁰ 医療機関ネットワーク事業における危害部位について、本資料では次のように整理した。

「頭部・顔面・首」：頭部、顔面、眼、耳・平衡器、口・口腔・歯、鼻・咽頭、首、気道

「腕・手」：上腕（肩）、前腕、手掌・手背（手首）、手指

「胴体」：胸部・背部、腹部、腰部・臀部、会陰部

「脚・足」：大腿、下腿、足首、足指

「全身」：全身

¹¹ 受診時の保護者等の申出情報に基づく。家具等の名称や階段の段数の記載はあるが、具体的な数値の記載がないものは、250件には含まれていない。

(2) 入院を必要とする転落事故の主な場所別の状況¹²

① 遊具

ア 概要

遊具から転落して入院を必要とする事故は127件で約7割の89件が3～8歳でした(図7)。男女別にみると、男性が80件で、女性47件の約1.7倍でした。

遊具の種類別にみると、「すべり台」の事故が31件(24.4%)と最も多く、次いで「ジャングルジム」の事故が16件(12.6%)、「うんてい」及び「ブランコ」の事故がそれぞれ14件(11.0%)などとなっています。

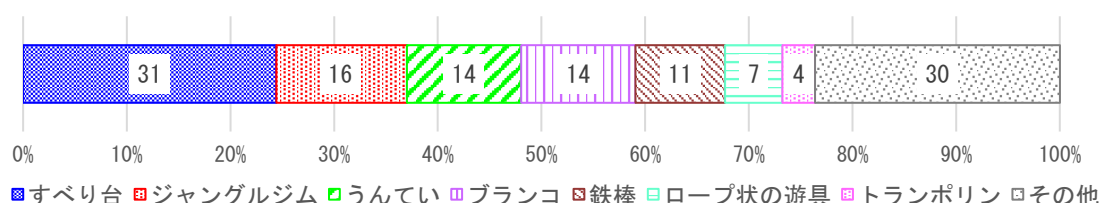


図10 遊具からの転落事故における遊具の種類別件数(入院事例 n=127)
(医療機関ネットワーク事業)

主たる危害部位別にみると、「腕・手」の受傷が60件と最も多く、「うんてい」「すべり台」「ジャングルジム」での事故が多くなっています。また「頭部・顔面・首」の受傷は50件で、「すべり台」「ブランコ」等による事故が多くなっています。「うんてい」では14件中13件で「腕・手」を受傷していました。

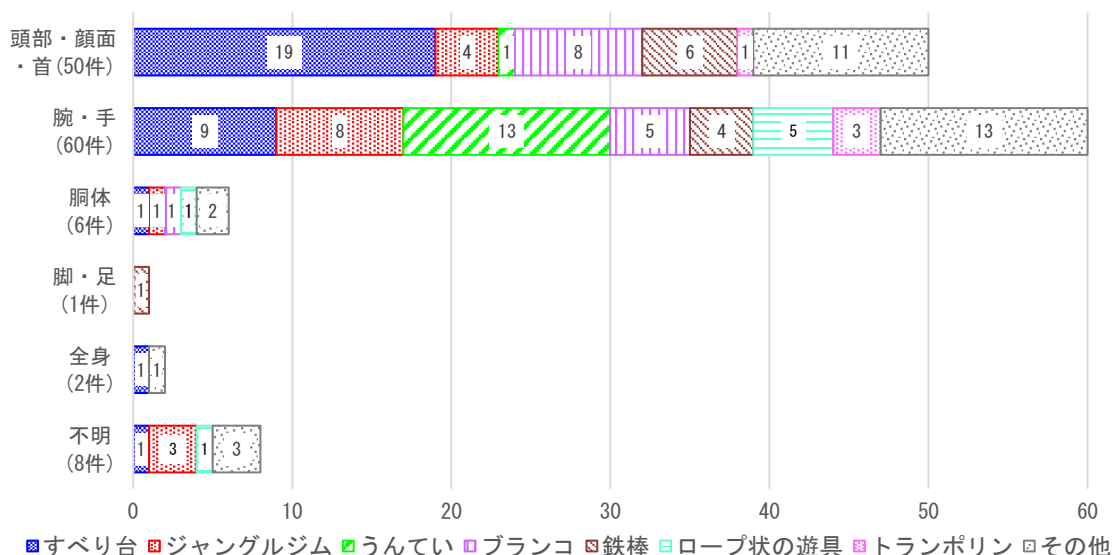


図11 遊具からの転落における主たる危害部位別件数(入院事例 n=127)
(医療機関ネットワーク事業)

¹² 本資料では、医療機関ネットワーク事業で寄せられた14歳以下の子どもの事故情報(平成29年4月から令和4年3月まで)のうち、治療の必要性と処置状況が「要入院」であって、事故のきっかけが「転落」である412件の事故情報について整理した。

イ 主な事故事例

【事例 1（すべり台を逆向きに登り落下）】

すべり台を逆向きに登り、2 mの高さから落下した。近くにいた保護者が落下に気が付いて駆け寄ったところ、いびきのような呼吸をしていたため救急要請した。頭部を含む全身の打撲のため2日間の入院となった。

（事故発生：令和元年11月、6歳女児）

【事例 2（すべり台で他の子どもに押されて落下）】

校庭のすべり台を使って鬼ごっこをしていたときに、後ろから滑り降りてきた複数の子どもに押されて、すべり台の途中から横に身体が飛び出し、グラウンドに落下した。しばらくして嘔吐があり受診したところ、腎臓の損傷と顔や腹部の打撲のため、約2週間入院となった。

（事故発生：令和元年6月、7歳女児）

【事例 3（ジャングルジムから落下して引っ掛かる）】

小学校のジャングルジムで遊んでいたところ、約2 mの高さから落下した。ジャングルジムの一番下の横棒に腹部から「く」の字に曲がるように引っ掛かった。救急外来を受診したところ、脾臓が破裂し、腹腔内に出血しており、約3週間の入院となった。

（事故発生：平成29年6月、5歳女児）

【事例 4（うんていに届かず落下）】

上の子がうんていで遊んでいるのを見て、本人もやろうとしたところ、身長が低かったため、棒に指先しか届かず左ひじを下にした状態で落下した。上腕を骨折し手術のため入院となった。

（事故発生：令和元年8月、5歳男児）

【事例 5（ブランコで手を離して落下）】

公園のブランコで立ちこぎをしていたところ、誤って手を離してしまい、後頭部から落下した。帰宅後嘔吐したため病院を受診したところ、頭部打撲と脳振盪^{のうしんとう}の疑いのため2日間の入院となった。

（事故発生：令和2年4月、8歳女児）

ウ 事故防止のためのポイント

事故の多い3～8歳は、よちよち歩きの段階を超え、大人が基本的にすることを一部行い始め、徐々に見守りを受けなくなるが、その行動は衝動的で予測できない年代です¹³。

都市公園の遊具の安全確保については国土交通省¹⁴の指針により、公園

¹³ JIS Z8050:2016「安全側面—規格及びその他の仕様書における子どもの安全の指針」4.2 年齢区分の呼び方を参照。

¹⁴ 国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」（平成26年6月）
<https://www.mlit.go.jp/common/000022126.pdf>

管理者が配慮すべき事項が示されています。同指針では、「子どもが遊びを通して冒険や挑戦をすることは自然な行為であり、子どもは予期しない遊びをすることがある。」「子どもは、さまざまな遊び方を思いつくものであり、遊具を本来の目的とは異なる遊びに用いることもある。」とされる一方で、「不適切な行動や遊ぶのには不適切な服装や持ち物は人的ハザードである。」と書かれています。

遊具の中には高い構造のものもあり、落下した場合には大きなけがにつながります。適切に設計、管理された遊具で遊ぶ上でも、利用者や見守る人が以下の点¹⁵に注意して、重大な事故を避けましょう。

(ア) 施設や遊具の対象年齢を守りましょう。

施設や公園の遊具の対象年齢を確認し、年齢に合った遊具で遊ばせましょう。

(イ) 6歳以下の幼児には保護者が付き添いましょう。

保護者が一緒にいても、目を離した瞬間の事故も起きています。特に小さな子どもが高さのある遊具を使う場合は、目を離さないだけでなく、そばで介助するようにしましょう。

子どもの年齢や遊びの難易度・経験に応じて、手の届く範囲・声の届く範囲・目の届く範囲を定め、見守りましょう¹⁶。

(ウ) 危険な遊びや周りの人を押したりさせないようにしましょう。

すべり台で逆向きに登る、うんていの上に乗るなど、本来の使い方ではない遊びや、周りの人に押されて転落する事故も起きています。遊具ごとの正しい遊び方を教えることは大切です。

(エ) 子どもの服装や持ち物に注意しましょう。

消費者庁に寄せられた事故情報では、過去に服の一部や持ち物が遊具に引っ掛かったり、絡まったりして、死亡に至った事故もあります。

頭や首の周り、背中、裾にひもやフードの付いた子ども服や、肩に掛けるかばんやリュックサックのベルト等は、遊具に引っ掛かって思わぬ事故につながる可能性があります。特に、首は身体の中でも弱い部位で、首を締め付ける事故は命に関わるため要注意です。

子どもを遊ばせる際は、衣服や持ち物に危険なひもやベルトなどが付いていないか、あらかじめ確認しておきましょう。

¹⁵ 消費者庁「遊具による子供の事故に御注意！」（平成28年2月10日）から一部再掲
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/160210kouhyou_1.pdf

¹⁶ 一般社団法人日本公園施設業協会「なかよくあそぼう あんぜんに 子どもと見守る人のために」（令和4年1月）をもとに作成 https://www.jpfa.or.jp/nakayoku_22.pdf

(オ) 天候にも気を付けましょう。

屋外に設置してある遊具では、夏場は表面が高温になる物や、雨に濡れて滑りやすくなるものもあります。公園やアスレチック場などの屋外の遊具で遊ばせるときには、天候にも注意するようにしましょう。

(カ) 遊具の不具合や破損を見つけたら、利用を控え、管理者に連絡しましょう。

遊具の部品の一部が緩んでいる、腐食が見られるなどの不具合や壊れている箇所を見つけたら、利用を控え、管理者に連絡しましょう。

利用者から連絡があることで、管理者がより迅速に修理等に対応することができ、より安心な環境作りにつながります。

管理者が分からない場合など困った場合には、「消費者ホットライン」(188)¹⁷に電話して相談してください。

(参考)

一般社団法人日本公園施設業協会「仲良く遊ぼう安全に」(遊具の安全な利用方法の啓発パンフレット)(令和4年1月)

<https://www.jpfa.or.jp/activity/nakayoku/>

独立行政法人日本スポーツ振興センター「固定遊具の事故防止マニュアル～学校(園)における安全教育・安全管理のポイント～」(令和3年3月)

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1962/Default.aspx

¹⁷ 「消費者ホットライン」は、全国共通の電話番号で、188番(局番なし)に電話すると、地方公共団体が設置している最寄りの消費生活相談窓口案内される。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/hotline

② 家具等

ア 概要

家具等から転落し入院を要する事故は97件で、0歳が45件と半数近くを占め、0～2歳で70件と7割以上となっています（図7）。男女別にみると男性が49件、女性が48件でほぼ同数でした。



発生場所別にみると、「ベッド」の事故が34件（35.1%）と最も多く、次いで「椅子」の事故が18件（18.6%）、「テーブル類」の事故が17件（17.5%）などとなっています。最も多いベッドの内訳をみると、大人用ベッドでの事故が11件、ベビーベッドでの事故が10件、2段ベッドでの事故が7件、その他6件となっています。

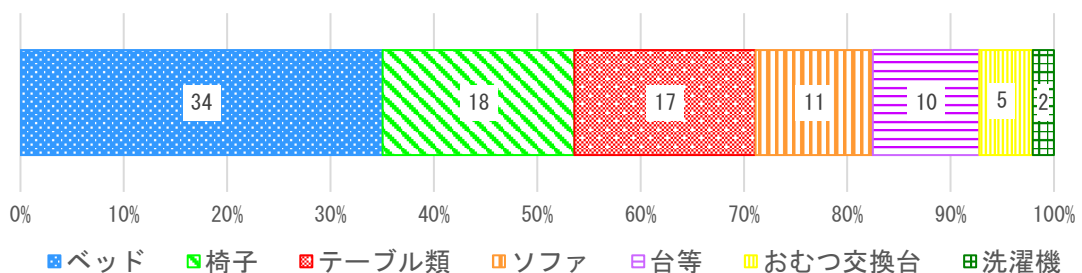


図12 家具等からの転落における発生場所別件数（入院事例 n=97）

（医療機関ネットワーク事業）

主たる危害部位別にみると、「頭部・顔面・首」の受傷が65件と最も多く、「ベッド」「テーブル類」「椅子」等での事故が多くなっています。

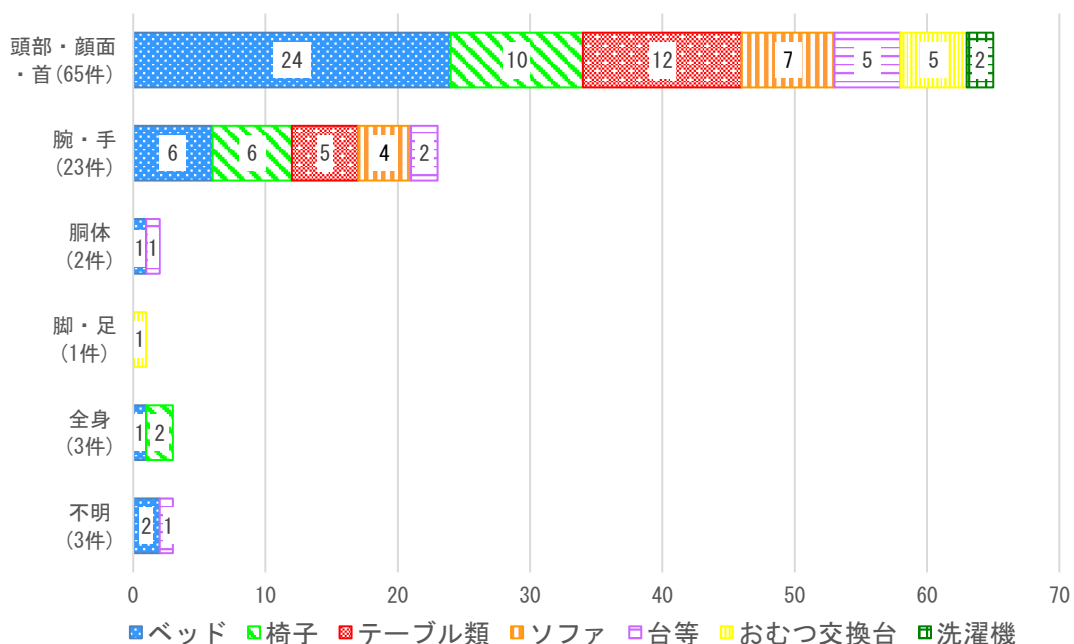


図13 家具等からの転落における主たる危害部位別件数（入院事例 n=97）

（医療機関ネットワーク事業）

イ 主な事故事例

【事例 6（ベビーベッドの柵を上げ忘れて落下）】

寝室の高さ 80cm のベビーベッドの柵を下げて保護者が入浴の準備をしていた。着替えと風呂の準備のため別室に行った隙に、ドスッという音がして戻ると、ビニール性のクッション材の床に子どもが落下して仰向けで泣いていた。なかなか泣き止まないため電話相談をして救急外来を受診した。頭蓋骨骨折、硬膜外血腫、くも膜下出血の疑いにより約 2 週間の入院となった。いつもは柵を上げていた。前日から寝返りが始まったところだった。

（0 歳 3 か月男児）

【事例 7（大人用ベッドから転落）】

高さ 40 cm の大人用ベッドに保護者と上の子と一緒に寝ていたところ、フローリングの床に転落して泣いた。物音で気づき、直接は目撃していない。頭蓋骨骨折により、4 日間の入院となった。

（事故発生：平成 30 年 7 月、1 歳男児）

【事例 8（ハイチェアからの落下）】

自宅で子ども用ハイチェアからフローリングに落下してすぐに泣いた。2～3 分後に顔色が青白くなりその後元に戻ったため、不機嫌は続いていたが様子を見ていた。しばらくして嘔吐し、意識が低下したため、救急外来を受診した。急性硬膜外血腫、頭蓋骨の骨折により、手術室で開頭して血腫を取り除く緊急手術を行い、2 週間以上の入院となった。

（0 歳 7 か月女児）

【事例 9（子ども用の椅子に立って転落）】

高さ 20 cm 程度の子ども用の椅子に立って遊んでいたところ、右肘から転落した。上腕を骨折のため即日手術し経過観察のため入院となった。

（事故発生：令和 2 年 8 月、5 歳女児）

【事例 10（テーブルから落下）】

キッチンで洗い物をしていたところ、ドンという音で気付いて見てみると、ダイニングの床に倒れていた。直後に泣いたが、反応がなくなりいびきのような呼吸になったため救急搬送され、急性硬膜下血腫のため約 1 か月入院となった。以前、ソファを足がかりにテーブルに上ったことがあることから、テーブルから落下したと思われる。テーブル横の段差も加わり高さは約 1 m あった。

（事故発生：令和 2 年 9 月、1 歳女児）

【事例 11（ソファからの転落）】

ミルクを飲ませた後、ソファに寝かせていた。保護者は同じ部屋で洗い物をしていたところ、泣き声で気付いて見ると、ソファの下でうつぶせになっていた。その後は普段と変わらなかったが、翌日、頭部の血腫に気づき病院を受診した。頭蓋骨骨折のため、約 2 週間の入院となった。

（0 歳 6 か月女児）

【事例 12（おもひつ交換台で寝返りをして転落）】

外出先のおむつ交換台でベルトを締めずにおむつ替えをしていた。保護者が目を離れた隙に寝返りをして、高さ約1mから地面に転落し、救急搬送となった。全身の状態は良好だったが、頭頂部の血腫と頭蓋骨骨折のため、経過観察目的に入院となった。

(0歳8か月女児)

【事例13（洗濯機に寝かせて落下）】

保護者と入浴後、脱衣所で保護者が着替えている間、縦型洗濯機の上にバスタオルを敷き、仰向けに寝かせていた。洗濯機の上はやや傾斜しており約90cmの高さから、目を離れた隙に落下した。その後、嘔吐し、うとうとする意識障害がみられたため、救急要請となった。硬膜下血腫とくも膜下出血のため入院となった。

(0歳2か月女児)

ウ 事故防止のためのポイント

事故の多い0～2歳は、寝返りやハイハイ、つかまり立ちから一人歩きなど、運動機能の発達とともに短期間でできることが広がっていきます。特に0歳児では、一時的に子どもを置いた場所から目を離れた隙に転落する事故が目立ちます。また、1歳の子どもが低い家具に立って転倒したり、家具を足がかりに高いところに登って転落する事例もみられました。

この時期の育児では多くの作業や注意を要することがある中で、転落だけに集中して見守ることは現実的には困難です。一方で、転落した場合には重大な事故につながるため、高い場所に子どもを置かない、柵やベルトを活用するなど、事前の対策が大切です。また、転落時には、落下した場所で埋もれて窒息する等の二次的な事故にも注意が必要です。

【ベッド¹⁸】

(ア) 大人用ベッドに寝かせるのではなく、満2歳になるまではできるだけベビーベッドに寝かせましょう。

寝かしつけのため大人用ベッドを使用し、保護者が添い寝をする場合は、子どもを一人にせず、寝かしつけた後にできるだけ子どもをベビーベッドに移しましょう。

(イ) ベビーベッドを使用する場合は、転落防止のため、柵は常に上げて使用しましょう。

柵を上げ忘れて転落した事例もみられました。床板の高さが変えられるベビーベッドの場合は、つかまり立ちをし始めたら床板を低くして、

¹⁸ 消費者庁「0～1歳児のベッドからの転落事故に御注意ください！-頭部を負傷する事故に加え、窒息事故も報告されており、ベビーベッドの安全基準が見直されています-」（令和2年11月13日）を一部再掲。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_041/

子どもが柵を乗り越えられないようにするとともに、足がかりになる物を
中に入れないようにしてください。

なお、ベビーベッドは消費生活用製品安全法の特別特定製品のひとつ
として指定されており、国が定めた安全基準に適合していることを示す
「PSC マーク」を付した製品でなければ、国内では販売できません。「PSC
マーク」の表示があることを確認しましょう。

(ウ) 転落時の窒息事故を防ぐために、ベッドの周囲の環境を整えましょう。

1) ベッドと壁の間に隙間ができないよう、しっかりとくっつけて固
定しましょう。

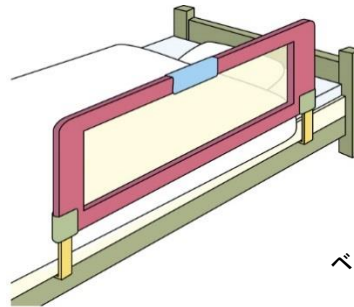
子どもの頭や顔が挟まってしまう隙間があると、子どもが寝て
いる間に動き回って、転落して隙間に挟まり窒息するおそれがあ
ります。

2) ベッドの周りに、枕、毛布、クッション等を置かないようにしま
しょう。

転落時の衝撃緩和や、隙間をなくすことが目的であっても、子
どもの鼻や口を覆ってしまいます。

3) 大人用ベッドに取り付ける幼児用ベッドガードは、生後 18 か月未
満の乳幼児には絶対に使用しないでください。

しっかりと固定しても、子どもが隙間に挟まるおそれがありま
す。製品購入前に子どもがその製品の対象月齢か確認し、購入後
は、製品の取扱説明書や注意表示を使用前によく確認しましょう。



ベッドガード製品イメージ

【椅子等】

(ア) ハイチェアなどの乳幼児用製品は取扱説明書に従い身体を保持するベ
ルトを適切に使用し、目の届く範囲で使用しましょう。

(イ) 平らな床に置きましょう。傾斜や段差、柔らかい表面などの場合に椅
子ごと転倒して子どもが転落するおそれがあります。

(ウ) 椅子の上で立ち上がったり遊ばないようにしましょう。

【テーブル類、台等】

(ア) 一時的でも乳幼児をテーブルの上に寝させるのはやめましょう。

ほんの少し目を離した隙に、寝返りをして転落する事例も見られます。また、入浴時の着替えで洗濯機の上に寝かせて転落した事例もありました。ちょうど良い位置・高さに子どもを置くことができる台があっても、安全を優先しましょう。

(イ) おむつ交換台に乗せる際は事前に準備し、子どもをおむつ交換台から降ろした後に片付けをしましょう¹⁹。

台に乗せてからは、子どもから離れたり、目を離したりしないようにしましょう。また、備え付けのベルトがある場合は必ず利用してください。

¹⁹ 独立行政法人国民生活センター「おむつ交換台からの子どもの転落に注意！一頭部損傷リスクが高く、入院する事例が寄せられています」（令和2年3月19日）
https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20200319_1.html

③ 抱っこ・おんぶ等

ア 概要

抱っこやおんぶ等から転落して入院した事故は 62 件で、約 7 割の 44 件が 0 歳でした（図 7）。状況別にみると、「抱っこ・おんぶ」による事故が 32 件（51.6%）と最も多く、次いで、「抱っこひも」による事故が 16 件（25.8%）などとなっています。

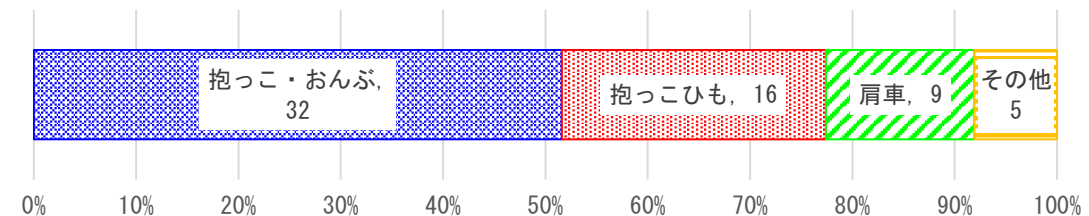


図 14 抱っこ・おんぶ等からの転落における状況別件数（入院事例 n=62）
（医療機関ネットワーク事業）

主たる危害部位別にみると、「頭部・顔面・首」の受傷が 55 件と約 9 割を占めており、「抱っこ・おんぶ」「抱っこひも」「肩車」の順に多くなっています。

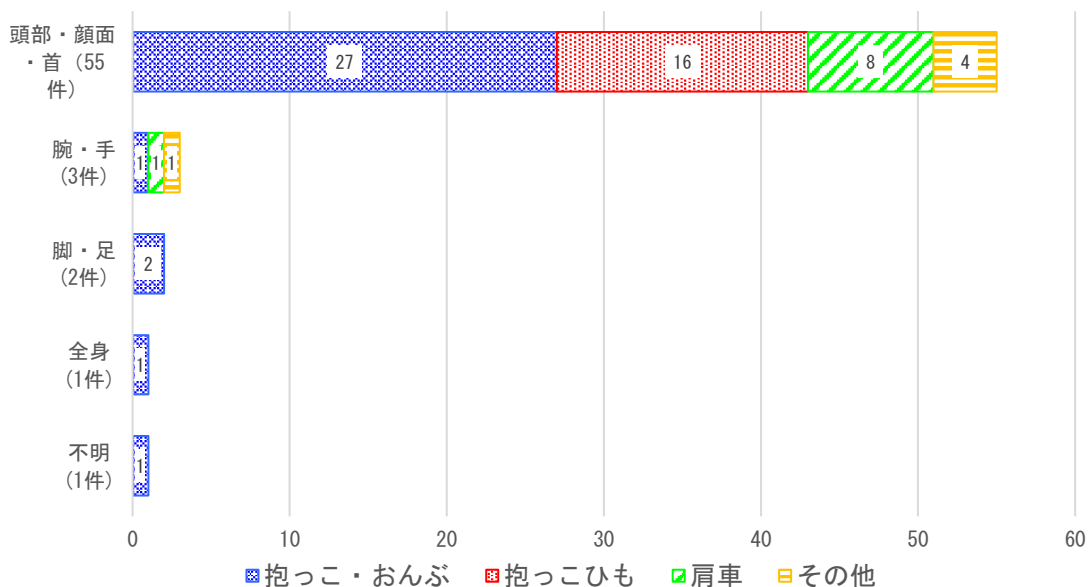


図 15 抱っこ・おんぶ等からの転落における危害部位別件数
（入院事例 n=62）
（医療機関ネットワーク事業）

イ 主な事故事例

【事例 14（抱っこ中に子どもが暴れて落下）】

子どもをあやすために縦抱きをしていた。保護者がミルクを取ろうと右手を離れたときに本人が暴れて、1 m 程度下のフローリングに落下した。心配になり病院を受診した。頭蓋骨骨折と硬膜外血腫のため約 2 週間の入院となった。

（0 歳 0 か月男児）

【事例 15（抱っこひもの側方から落下）】

来客があり、玄関の扉を閉めようとかがんだ際に抱っこひもの左側から滑り落ち、約 70cm 下のコンクリートの床にぶつかった。すぐに泣いたが嘔吐はなかった。急性硬膜下血腫、急性くも膜下出血、頭蓋骨骨折により約 2 週間の入院となった。

（0 歳 0 か月女児）

【事例 16（肩車で後ろ側に落下）】

店舗で保護者が子どもを肩車していたところ、後ろ側に転落しタイルの床に後頭部を打撲して泣いた。その後ぐったりしたため病院を受診したところ、頭蓋骨骨折と脳振盪により 4 日間の入院となった。

（事故発生：平成 30 年 10 月、3 歳女児）

ウ 事故防止のためのポイント

子どもは思わぬ動きをすることがありますが、子どもを抱っこ等をしている保護者等が注意することで防げる事故があります。保護者等が立っている場合、子どもの落下高さは 1 m を超えることになり、フローリングであっても頭部に傷害を負う可能性が高いと考えられます²⁰。

（ア）おんぶや抱っこをする時や、降ろす時は、低い姿勢で行いましょう。

（イ）抱っこひもの使用時に前かがみになる時は、必ず子どもを手で支えましょう。

物を拾うなどで、前にかがんだ際、ひもをすり抜けて子どもが転落する事例もあります。頭が下向きにならないように、膝を曲げ、腰を落とすようにしましょう。

（ウ）抱っこひものバックル類の留め具や、ベルトの緩みを確認しましょう。

着ている服の厚みや使う人の体格に合わせて、ひもの緩みがないように毎回調整しましょう。

（エ）抱っこひもは、子どもの発達と対象年齢にあった製品を選び、取扱説明書を読んで、正しく使用しましょう。

（参考）
東京都生活文化局「抱っこひもからの転落事故に気を付けて！」リーフレット
<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/azen/kyougikai/h26/press/leaflet.html>

²⁰ 東京都生活文化局「抱っこひも等の安全対策～東京都商品等安全対策協議会報告書～」(平成 26 年 12 月)

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/azen/kyougikai/h26/press/houkoku.html>

④ 階段等

ア 概要

階段等から転落して入院を要する事故は 39 件で、6 割以上の 26 件が 0～2 歳でした（図 7）。主たる危害部位別にみると、「頭部・顔面・首」の受傷が 25 件と最も多くなっています。

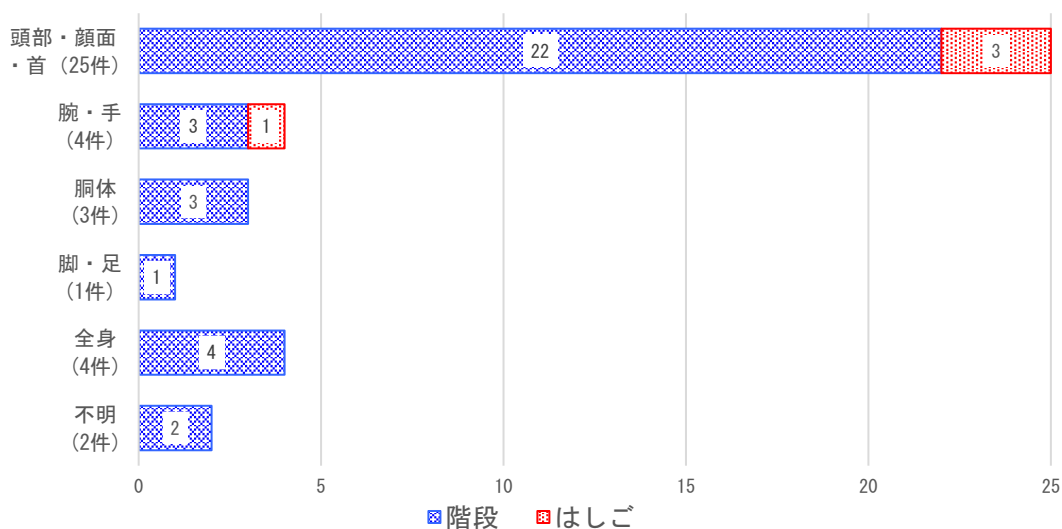


図 16 階段等からの転落における主たる危害部位別件数（入院事例 n=39）
（医療機関ネットワーク事業）

イ 主な事故事例

【事例 17（階段の柵を閉め忘れて転落）】

2 階リビングに子どもがいた。普段、階段は転落防止の柵を閉めていたが、急いで出掛ける準備をしていたため閉まっていなかった。突然どかんという音がして、保護者が見に行くと数段を落下しており、ほぼ最下段で保護者が拾い上げた。全身打撲と頭部挫創により 2 日間の入院となった。

（事故発生：令和 2 年 2 月、1 歳男児）

【事例 18（ロフトのはしごで足が滑り転落）】

ロフトのはしごの 5 段目から降りるときに足が滑って転落し後頭部を打撲した。激しく泣き顔が蒼白に見えたが、その後は穏やかに眠っていた。頭蓋骨骨折のため経過観察目的に 3 日間の入院となった。

（事故発生：令和元年 5 月、2 歳男児）

ウ 事故防止のためのポイント

階段からの転落事故は、ハイハイを始める1歳前から発生し、歩けるようになる1歳の子どもを中心に多くみられました。また、東京消防庁の「救急搬送データ」では0歳を除く年代で要因別の1位となっています（図4）。

階段の場合、一段ずつの高さは小さいですが、最上段から最下段まで落下すれば数メートルの落差になり、入院を要する事故も発生しています。転落防止用の柵（ベビーゲート）を正しく利用するなどして、近づけない工夫が大切です。

（ア）ベビーゲートを正しく取り付けましょう。

階段に近づかないようにベビーゲートを活用しましょう。階段上への設置禁止など、設置する場所、幅、材質によって、使えるベビーゲートの種類が異なります。購入前に、設置する場所や商品の表示をよく確認しましょう。

（イ）ベビーゲートは、常に閉める習慣をつけ、必ずロックをかけましょう。

せっかく取り付けたベビーゲートも、正しく使用しないと意味がありません。面倒がらずに、保護者や兄弟などの家族皆で、常に閉めておく習慣を付けておきましょう。また、簡単に開かないようにロックもかけるようにしましょう。

ダブルロックなどロック解除に複数の動作を要したり、開けた扉が自動で閉まるオートクローズなどの安全対策機能を有する製品もあります。

（ウ）設置したベビーゲートは、定期的に確認しましょう。

扉は完全に締まるか、傾き、がたつき、緩みがないかなど定期的に確認しましょう。

（エ）ベビーゲートの対象年齢を超えたら使用をやめましょう。

使用対象年齢を超えると、ロックを解除できたり、乗り越えられたりして、転落防止にはならないおそれがあります。子どもの成長に合わせて対策を考えましょう。

（参考）

東京都商品等安全対策協議会報告「ベビーゲート等の使用に関する安全確保」（令和2年3月16日）

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/kyougikai/r1/r1-4_report.html

リーフレット「ベビーゲートを安全に使いましょう！」

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/kyougikai/r1/r1-5_leaflet.html

⑤ 窓・ベランダ等

ア 概要

窓・ベランダ等から転落して入院を要する事故は 30 件で、6 割以上の 19 件が 3～8 歳でした（図 7）。発生場所別にみると、「窓」からの事故が 16 件（53.3%）、物置等の「屋根」からの事故が 7 件（23.3%）などとなっています。

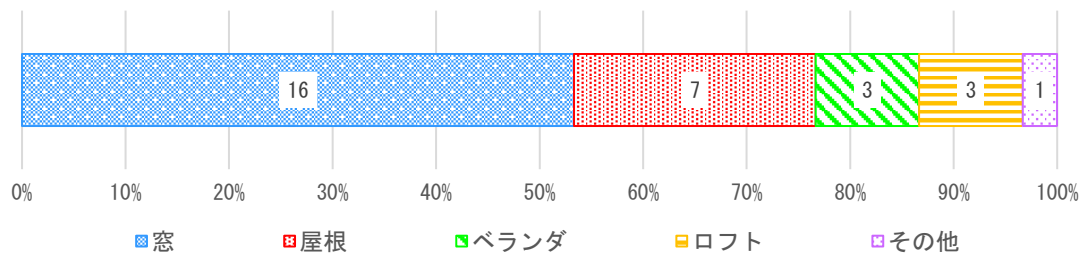


図 17 窓・ベランダ等からの転落における発生場所別件数
（入院事例 n=30）
（医療機関ネットワーク事業）

主たる危害部位別にみると、「頭部・顔面・首」の受傷が 13 件と最も多く、「窓」からの事故が多くなっています。

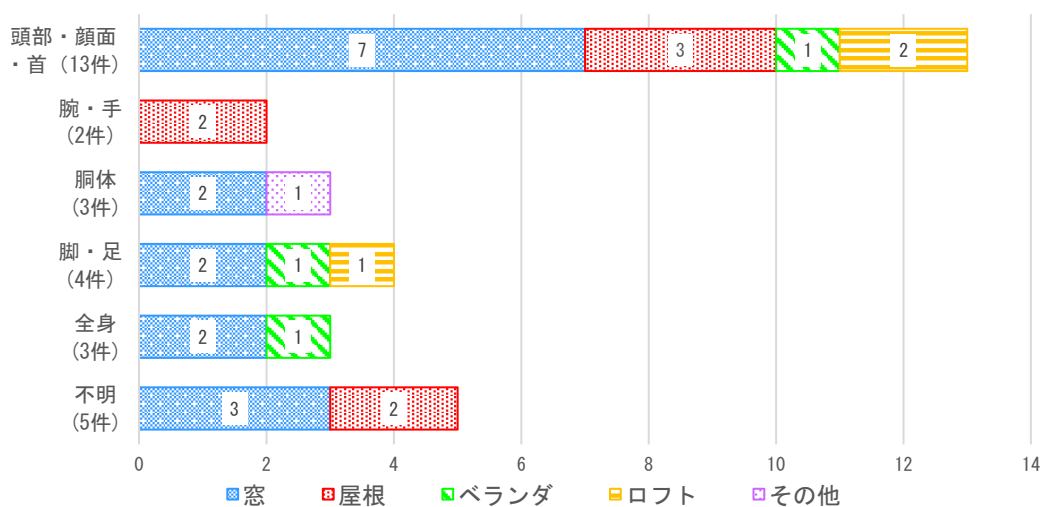


図 18 窓・ベランダ等からの転落における主たる危害部位別件数
（入院事例 n=30）
（医療機関ネットワーク事業）

イ 主な事故事例

【事例 19（網戸が外れて窓から転落）】

自宅の 2 階で子ども同士で遊んでいた。ベッド横の窓の網戸に寄りかかったところ、網戸が外れ転落した。転落時カーテンをつかんだためか破れたカーテンも一緒に落ちていた。窓の高さは地上から 5 m で地面はコンクリートだった。窓の真下にある 1 階の部屋のひさしがへこんでいた。脳震盪を起こしているため入院となった。

（事故発生：平成 30 年 8 月、9 歳女兒）

【事例 20（物置の屋根で遊んでいて落下）】

自宅庭の高さ約 2.5m の物置の屋根に乗り遊んでいたところ落下した。地面は土で、その上にプラスチックの柔らかい板があった。自力で玄関まで移動したところ、家族（きょうだい）が気づき、保護者が救急要請した。頭部挫創、全身打撲により 2 日間の入院となった。

（事故発生：令和 2 年 6 月、8 歳男児）

【事例 21（ベランダの柵を超えて落下）】

2 階に子どもを残し、保護者は 1 階で食事の準備をしていた。庭で大きな音がして児の泣き声が聞こえたため見に行くと、子どもが座って泣いていた。背中に土がついており 2 階のベランダの柵を超えて 4～5 m の高さから落ちたようだった。いつもベランダへの窓は二重に施錠していたが、この日は網戸にしており、網戸が開けられていた。ベランダに柵はあったが、高さ約 50 cm のところに足をかけて登ることができる段差があった。救急搬送され、全身打撲で 3 日間入院した。

（事故発生：平成 29 年 8 月、4 歳男児）

ウ 事故防止のためのポイント

窓・ベランダ等からの転落事故は、高所からの落下により地面に強いエネルギーで衝突するため、生命に関わる重大なけがにつながるおそれがあります。死亡事故も発生しています（図 1）。

東京消防庁によると 2 階からの転落事故が多く、2 階からであっても多くが入院を要する中等症以上と診断されている²¹ため、高層階に限らず窓やベランダ等には以下の転落防止の対策²²をとりましょう。

＜窓やベランダ周辺環境づくり＞

（ア）子どもが勝手に窓を開けたり、ベランダに出たりしないように、窓には子どもの手の届かない位置に補助錠を付けましょう。換気をする際も同様です。

（イ）窓やベランダの手すり付近に足場になるようなものを置かないようにしましょう。

1）窓の近くにソファ、ベッド、棚などの家具や、ベランダの手すり付近に使わなくなったおもちゃ、ごみ箱、プランター、水槽等は踏み台にしてしまうので置かないようにしましょう。

2）ベランダに椅子やテーブルを置いて、くつろぐ場所として活用する

²¹ 東京消防庁「住宅等の窓・ベランダから子どもが墜落する事故に注意！」5 発生階別初診時程度（令和 4 年 7 月 13 日閲覧）

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/life/topics/children/veranda/index.html>

²² 消費者庁「窓やベランダからの子どもの転落事故に御注意ください！ー網戸に補助錠を付ける、ベランダに台になる物を置かないなどの対策をー」（令和 2 年 9 月 4 日）より一部再掲。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_037/assets/consumer_safety_cms205_200904_01.pdf

スタイルが注目されていますが、椅子などを手すりから離して置いていても、子どもが移動させて足がかりにすることも考えられるため、使用後には室内に取り込むなど、置きっぱなしにしないことが大切です。

- 3) エアコンの室外機を新たに設置する場合や、設置場所を見直す場合は、手すりから 60cm 以上離すか、上からつるしましょう。

- (ウ) 窓、網戸、ベランダの手すり等に劣化がないか定期的に点検しましょう。

1 歳の体重でも網戸に寄りかかると、外れて転落することがあります。網戸が外れやすくなっていたり、網が剥がれそうになっていないか確認しましょう。

<子どもの見守り・子どもの教育>

- (エ) 小さな子どもだけを家に残して外出しないようにしましょう。

「ちょっとそこまで」という気持ちで家族のお迎えに、寝ている子どもを家に残していると、子どもが目覚まして、窓等の鍵を開け、ベランダから外の様子をのぞき込むことで事故になるおそれがあります。

- (オ) 窓を開けた部屋やベランダでは小さな子どもだけで遊ばせないようにしましょう。

子どもは、外から聞こえてくる電車の音、家族や友達の声、犬の泣き声、自動車が駐車する音に反応して走り出し、手すりなどをよじ登って外を確認しようとして転落することがあります。また、窓やベランダから家族などの見送りをするために、手すりによじ登り、下をのぞき込んだりして転落してしまうこともあります。

- (カ) 窓枠や出窓に座って遊んだり、窓や網戸に寄りかかったりさせないようにしましょう。

4 参考

(1) 過去の注意喚起等

消費者庁「窓やベランダからの子どもの転落事故に御注意ください！－網戸に補助錠を付ける、ベランダに台になる物を置かないなどの対策を－」（令和2年9月4日）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_037/assets/consumer_safety_cms205_200904_01.pdf

消費者庁「0～1歳児のベッドからの転落事故に御注意ください！－頭部を負傷する事故に加え、窒息事故も報告されており、ベビーベッドの安全基準が見直されています－」（令和2年11月13日）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_041/

消費者庁「遊具による子供の事故に御注意！」（平成28年2月10日）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/160210kouhyou_1.pdf

独立行政法人国民生活センター「おむつ交換台からの子どもの転落に注意！－頭部損傷リスクが高く、入院する事例が寄せられています－」（令和2年3月19日）

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20200319_1.html

東京消防庁「住宅等の窓・ベランダから子どもが墜落する事故に注意！」

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/lfe/topics/children/veranda/index.html>

(2) 啓発資料

消費者庁「子どもの事故防止ハンドブック」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_002/

東京消防庁「STOP! 子どもの「転落・墜落」」

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/lfe/topics/stop/stop06.html>

政府広報オンライン「ご注意ください！窓やベランダからの子どもの転落事故」

<https://gov-online.go.jp/useful/article/202107/3.html>

<遊具>

一般社団法人日本公園施設業協会「仲良く遊ぼう安全に」（令和4年1月）

<https://www.jpfa.or.jp/activity/nakayoku/>

独立行政法人日本スポーツ振興センター「固定遊具の事故防止トレーニングカード・ワークシート」

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1985/Default.aspx

<乳幼児向け製品>

経済産業省「乳幼児用ベッドを使用する保護者の皆様へ～安全に使用する上での注意事項～」

https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/20130401_infant_bed.pdf

独立行政法人製品評価技術基盤機構 注意喚起動画「抱っこひも 1. 誤った使い方で落下」

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/poster/sonota/2019072502.html>

東京都生活文化局 リーフレット 「抱っこひもからの転落事故に気を付けて！」

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/kyougikai/h26/press/leaflet.html>

東京都生活文化局 リーフレット「ベビーゲートを安全に使いましょう！」

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/kyougikai/r1/r1-5_leaflet.html

（３）事故に関するデータベース等

消費者庁・独立行政法人国民生活センター「事故情報データベース」

<https://www.jikojoho.caa.go.jp/ai-national/>

公益社団法人日本小児科学会「Injury Alert（傷害速報）」

<http://www.jpeds.or.jp/modules/injuryalert/>

独立行政法人日本スポーツ振興センター「学校事故事例検索データベース」

日本スポーツ振興センターが行っている災害共済給付業務において給付した障害・死亡事例を検索することができます。

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/anzen_school/tabid/822/Default.aspx

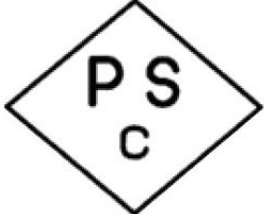
国土交通省 国土技術政策総合研究所「建物事故予防ナレッジベース」

日常生活において建物内やその周辺で起こる、転倒や転落などの事故を予防するために、実際に起きた事故事例や対策を集めたものです。

<https://www.tatemonojikoyobo.nilim.go.jp/>

（４）子どもが使う製品のマーク

子どもが使う製品の中には、安全に配慮されていることを示すマークが付いたものがあります。マークの意味を知って、製品選びに役立てましょう。なお、購入する際は、対象となる月齢や年齢に合っているか確認し、取扱説明書や使用上の注意をよく読んでから正しく使いましょう。

SG マーク 	Safe Goods (安全な製品) を表し、一般財団法人製品安全協会が定めた安全基準に適合していることを示すマークです。 万が一、SGマーク付き製品に欠陥があり、それを原因として人身損害が発生した場合、対人損害を賠償する制度も付加されています。 SGマークの表示対象の子ども向け製品には、抱っこひも、ベビーカー、すべり台、乳幼児用ベッド、幼児用ベッドガード、ハイチェア、移動防止柵、揺動シート、ハイローラックなどがあります。 https://www.sg-mark.org/
PSC マーク 	Product (製品)、Safety (安全)、Consumer (消費者) を表し、消費生活用製品安全法により定めた安全基準検査に合格した製品に付いています。石油ストーブなど消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多い製品が対象製品として指定されており、これらは PSC マークがないと販売できません。対象製品には、製造又は輸入事業者が国の安全基準に適合しているかどうかの自己確認が義務付けられている「特別特定製品以外の特定製品」と第三者機関の検査が義務付けられている「特別特定製品」に指定されているものがあり、乳幼児用ベッドなどが「特別特定製品」に当たります。

（５）公園の遊具の認証マーク

公園の遊具には、一般社団法人日本公園施設業協会により「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」に基づき、同協会が認定している品質・安全性をベースとした認証マークがあります。利用する際は参考にしましょう。

SP マーク 	SP（セーフティープロダクト）マークは、一般社団法人日本公園施設業協会（JPFA）が定めた規準に準拠していることを示しています。公園の遊具については、以下が規準となります。 遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014
点検済シール   	定期点検（年に１回以上。目視診断・触手診断・聴音診断・打音診断・揺動診断、あるいは JPFA 検査器具や測定機器などを使用して行う点検。）や精密点検が「SP 表示認定企業」にて実施され、劣化に関して健全であり、かつ JPFA-SP-S:2014 に関して適合していると認められた遊具に貼付されます。

一般社団法人日本公園施設業協会

遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014 <https://www.jpfa.or.jp/activity/kijyun/>

SP マーク <https://www.jpfa.or.jp/certification/sp/>

厚生労働省「子ども医療電話相談事業（＃8000）について」

保護者の方が、休日・夜間の子どもの症状にどのように対処したらよいのか、病院を受診したほうがよいのかなど判断に迷ったときに、小児科医師・看護師に電話で相談できるものです。

※お住いの都道府県によって、実施されている時間帯が異なります。

<https://www.mhlw.go.jp/topics/2006/10/tp1010-3.html>

総務省消防庁「全国版救急受診アプリ（愛称「Ｑ助」）」

該当する症状及び症候を画面上で選択していくと、緊急度に応じた必要な対応（「今すぐ救急車を呼びましょう」「できるだけ早めに医療機関を受診しましょう」「緊急ではありませんが医療機関を受診しましょう」又は「引き続き、注意して様子をみて下さい」）が表示されます。

<https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/appropriate/appropriate003.html>

公益社団法人日本小児科学会「ONLINE QQ こどもの救急」

<http://kodomo-qq.jp/>

<本件に関する問合せ先>

消費者庁消費者安全課

TEL：03（3507）9200（直通）

FAX：03（3507）9290

URL：<https://www.caa.go.jp/>



消費者庁

「子どもを事故から守る！事故防止ポータル」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_002/